

市町村からの申請等に対する許認可等の基準・標準処理期間

(平成12年4月12日構造改革推進室決定)

法令名	地方自治法	根拠条項	第284条第2項
許認可等の内容	一部事務組合の設置の許可		
法令の定め	<p>普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。</p>		
許認可等の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可申請に至るまでの手続きが適法に行われていること。 2 規約の内容が適法であること。 3 共同処理を行うことにより、住民の福祉の増進に効率化を図ることができる。 		
標準処理期間	総期間 20日 (注：休日は含まない) 経由機関 日 [機関名：] 協議機関 日 [機関名：] 処分機関 20日 [機関名： 総合振興局及び振興局地域創生部地域政策課]		
所管部課	総合政策部地域行政局市町村課 (行政係) (内線 23-528)		
備考	・2以上の総合振興局及び振興局の所管区域にわたるものについては、総期間24日、経由機関4日(地域創生部地域政策課)、処分期間20日(総合政策部地域行政局市町村課)		